令 和 ８ 年 ９ 月 １ ８ 日

令和８年度第５回東京都私立学校審議会（第８６２回）議案

【幼稚園関係】

〔今回諮問〕

園則変更

議案第１号　青梅幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について（青梅市）

法人解散・学校廃止

議案第２号　学校法人府中佼成学園の解散認可について（府中市）

議案第３号　府中佼成幼稚園の廃止認可について（府中市）

議案第４号　学校法人けやき学園の解散認可について（武蔵野市）

議案第５号　けやき幼稚園の廃止認可について（武蔵野市）

【小中高関係】

〔今回諮問〕

学則変更

議案第６号　帝京八王子中学校の収容定員に係る学則変更認可について（八王子市）

議案第７号　帝京八王子高等学校の収容定員に係る学則変更認可について（八王子市）

議案第８号　大原学園美空高等学校（広域の通信制課程）の学則変更認可について（千代田区）

【報告事項】

幼稚園設置基準改正に伴う対応について

議案第１号

青梅幼稚園の収容定員に係る園則変更要項

１　学校の名称	青梅幼稚園
２　位　　置	青梅市河辺町七丁目２番地３
３　変更の時期	令和９年４月１日（予定）
４　変更の理由	地域の需要に応えるため、収容定員を変更する。
５　設置者名	学校法人　久山学園（青梅市河辺町七丁目２番地３）理事長　横山　牧人
６　園　長　名	横山　牧人

７　収容定員及び学級編制等

〔変更後〕
（定　員）　７０名
（学級数）　４学級
（保育年限）１年、２年、３年及び４年未満

区　分	変　更　前		変　更　後	
	学級数	定員数	学級数	定員数
満３歳児	１	５	１	１０
３　歳　児	１	２０	１	２０
４　歳　児	１	２０	１	２０
５　歳　児	１	２０	１	２０
計	４	６５	４	７０

８　園　地

基　準
運動場　３６０㎡

変　更　前	変　更　後
総　面　積　８４７．１４㎡ （内訳）園舎敷地　３８８．３２㎡ 運　動　場　３９５．９１㎡ そ　の　他　６２．９１㎡	同左

９　園　舎

基　準
総面積　３２０㎡

変　更　前	変　更　後
総　面　積　６５３．０２㎡ （内訳）保　育　室　２室　１０９．０１㎡ 遊　戯　室　１室　１０７．３５㎡ （保育室２室兼用） 職　員　室（保健室兼用）２８．５１㎡ 便　　所　４８．７１㎡ そ　の　他　３５９．４４㎡	同左

10　教職員組織

基　準
教諭数　４名

変　更　前		変　更　後
園　　長（専任）	１名	同左
副　園　長（専任）	１名	
教　　諭（専任）	７名	
教　　諭（兼任）	５名	
事務職員（専任）	１名	
その他職員（専任）	１名	
その他職員（兼任）	５名	
園　　医（兼任）	１名	
園歯科医（兼任）	１名	
園薬剤師（兼任）	１名	
合計	２４名	

11　備　　考	設置認可年月日　　昭和２５年１２月２５日

議案第２号

学校法人府中佼成学園解散要項

１　学　校　法　人　名	学校法人　府中佼成学園　（　理事長　橋本　正晴　）
２　法人事務所所在地	府中市白糸台四丁目３９番２号
３　解　散　時　期	令和８年　　月　　日（認可のあった日）
４　解　散　事　由	寄附行為に定める理事総数の３分の２以上の議決および評議員会の議決
５　清　算　人　予　定　者	（理事長）橋本　正晴 （理　事）木下　修男、番場　康友、佐保　隆司、大林　菜穂子、榎本　光良
６　資　産　の　処　置	（１）資　　産 資産総額　１７８，４７７，６２０円 （内訳）基本財産　１４３，８２１，１５１円 運用財産　３４，６５６，４６９円 （２）解散及び清算諸経費（予定）　１６７，７７０，０００円 （３）差 引 残 余 財 産（予定）　１０，７０７，６２０円 （４）残余財産の処分方法　学校法人佼成学園に帰属させる。
備　　考	１　学校法人設立認可年月日 昭和５４年３月１日 ２　学校法人府中佼成学園設置校 府中佼成幼稚園　昭和５４年３月１日設置認可（府中市）

議案第３号

府中佼成幼稚園廃止要項

１　学校の名称	府中佼成幼稚園
２　位　　置	府中市白糸台四丁目３９番２号
３　廃止の時期	令和８年　　月　　日（認可のあった日）
４　廃止の理由	園児数の減少に伴い、園の運営継続が困難になったため。
５　設置者名	学校法人府中佼成学園（府中市白糸台四丁目３９番２号）理事長　橋本　正晴
６　園　長　名	橋本　正晴
７　生徒の処置	令和７年度末をもって全員卒園
８　教職員の処置	令和７年度末をもって全員退職
９　指導要録等の引継方法	府中市に引き継ぐ
10　資産の処置	(1)　園　　地　　所有者において処置 (2)　園　　舎　　所有者において処置 (3)　園具・教具等　　所有者において処置
備　　考	(1)　園　　地　　総面積　　１３６０．００　㎡ (2)　園　　舎　　総面積　　９３８．３１　㎡ (3)　収容定員　　２１０　名 (4)　設置認可年月日　　昭和５４年３月１日

議案第４号

学校法人けやき学園解散要項

１　学　校　法　人　名	学校法人　けやき学園　（　理事長　藤原　容子　）
２　法人事務所所在地	武蔵野市西久保一丁目４９号４号
３　解　散　時　期	令和８年　　月　　日（認可のあった日）
４　解　散　事　由	寄附行為に定める理事総数の３分の２以上の議決
５　清　算　人　予　定　者	（理事長）藤原　容子 （理　事）小林　美津代、久保　京子、間瀬　和子、渡部　素志、木村　正勝
６　資　産　の　処　置	（１）資　　産 資産総額　４０５，０９９，８８９円 （内訳）基本財産　２９１，６６２，４０６円 運用財産　１１３，４３７，４８３円 （２）解散及び清算諸経費（予定）　１１３，１８２，７０８円 （３）差 引 残 余 財 産（予定）　２９１，９１７，１８１円 （４）残余財産の処分方法　学校法人武蔵野学園に帰属させる。
備　　考	１　学校法人設立認可年月日 平成１６年４月１日 ２　学校法人けやき学園設置校 けやき幼稚園　昭和２８年１２月２３日　設置認可（武蔵野市）

議案第５号

けやき幼稚園廃止要項

１　学校の名称	けやき幼稚園
２　位　　置	武蔵野市西久保一丁目４９号４号
３　廃止の時期	令和８年　　月　　日（認可のあった日）
４　廃止の理由	園児数の減少に伴い、園の運営継続が困難になったため。
５　設置者名	学校法人けやき学園（武蔵野市西久保一丁目４９号４号）理事長　藤原　容子
６　園　長　名	藤原　容子
７　園児の処置	令和７年度末をもって全員卒園又は転園
８　教職員の処置	令和７年度末をもって全員退職
９　指導要録等の引継方法	武蔵野市に引き継ぐ
10　資産の処置	(1)　園　　地　　帰属先への寄附及び所有者において処置 (2)　園　　舎　　帰属先への寄附 (3)　園具・教具等　　所有者において処置
備　　考	(1)　園　　地　　総面積　　７５８．８８　㎡ (2)　園　　舎　　総面積　　４１４．９１　㎡ (3)　収容定員　　７０　名 (4)　設置認可年月日　　昭和２８年１２月２３日

議案第６・７号

帝京八王子中学校・帝京八王子高等学校の収容定員に係る学則変更要項

1 学校の名称	帝京八王子中学校　（校長　木﨑　右成） 帝京八王子高等学校　（校長　木﨑　右成）
2 設置者名	学校法人冲永学園（渋谷区本町六丁目３１番１号）理事長　冲永　寛子
3 位　置	八王子市上川町３７６６
4 変更理由	高等学校の教育環境の向上を図り、今後の高等学校の入学者増に対応するため、中学校の収容定員を減員し、高等学校の収容定員を増員する。
5 変更年月日	令和９年４月１日（予定）

6 変更内容

変　更　前

中学校収容定員　１２０名
（１学年　１学級　４０名）

高等学校収容定員　３６０名
全日制普通科　３６０名
（１学年　３学級　１２０名）

変　更　後

中学校収容定員　０名
（１学年　０学級　０名）

年度	1年	2年	3年	合計
令和9年度	0	40	40	80
令和10年度	0	0	40	40
令和11年度から	0	0	0	0

高等学校収容定員　４８０名
全日制普通科　４８０名
（１学年　４学級　１６０名）

年度	1年	2年	3年	合計
令和9年度	160	120	120	400
令和10年度	160	160	120	440
令和11年度から	160	160	160	480

7 校　地

基準
（運動場）
8,400㎡

変　更　前

総面積（全て中高共用）　98,723.98㎡
（内訳）校舎敷地　35,173.00㎡
運動場　61,553.50㎡
その他　1,997.48㎡

変　更　後

総面積（高校専用）　98,723.98㎡
（内訳）校舎敷地　35,173.00㎡
運動場　61,553.50㎡
その他　1,997.48㎡

８ 校　　舎	変　更　前	変　更　後 （令和１１年度 収容定員変更 完成時）
基準 高等学校 3,360㎡	**総面積**　7,467.00㎡ （内訳）※各学校の共用面積は合計を生徒数で按分 専用／共用／合計 中学校　568.79／1,318.07／1,886.86 高等学校　1,625.95／3,954.20／5,580.15 合　計　／5,272.26／7,467.00 **生徒一人当たり** 中学校　15.72㎡ 高等学校　15.50㎡	**総面積**　7,467.00㎡ （内訳）※各学校の共用面積は合計を生徒数で按分 専用／共用／合計 中学校　0.00／0.00／0.00 高等学校　7,467.00／0.00／7,467.00 合　計　／0.00／7,467.00 **生徒一人当たり** 高等学校　15.56㎡
	(校舎面積内訳) **【１号館】　4,245.79㎡** 普通教室　11室　768.98㎡ 特別教室　3室　381.39㎡ 演習室　4室　215.02㎡ 図書室　1室　171.38㎡ 保健室　1室　36.63㎡ 職員室　2室　174.64㎡ 事務室　1室　36.00㎡ 講堂　1室　406.70㎡ その他　2,055.05㎡ **【２号館】　1,484.85㎡** 特別教室　2室　256.03㎡ パソコン教室　1室　124.69㎡ 演習室（中学専用）　2室　125.16㎡ 多目的教室（中学専用）　1室　96.43㎡ 食堂　1室　237.50㎡ その他　645.04㎡ **【３号館】　663.49㎡** 普通教室（中学専用）　3室　198.40㎡ 特別教室（中学専用）　1室　74.40㎡ その他　390.69㎡ **【４号館】　1,072.87㎡** 普通教室　6室　441.32㎡ その他　631.55㎡ **【体育館】　2,448.65㎡** 体育館　1室　840.00㎡ 武道場　1室　279.50㎡ その他　1,329.15㎡	**(校舎面積内訳)** **【１号館】　4,245.79㎡** 同左 **【２号館】　1,484.85㎡** 特別教室　2室　256.03㎡ パソコン教室　1室　124.69㎡ 演習室　2室　125.16㎡ 多目的教室　1室　96.43㎡ 食堂　1室　237.50㎡ その他　645.04㎡ **【３号館】　663.49㎡** 普通教室　3室　198.40㎡ 特別教室　1室　74.40㎡ その他　390.69㎡ **【４号館】　1,072.87㎡** 同左 **【体育館】　2,448.65㎡** 同左

	(構造) 鉄筋コンクリート造　地上６階　地下１階建　他	(構造) 鉄筋コンクリート造　地上６階　地下１階建　他
9　教職員組織	変　更　前	変　更　後

基準教員

高等学校
12名

職名	中学専任	高校専任	兼　任	合　計
校長	0	0	1	1
副校長	0	0	0	0
教頭	0	0	1	1
教員	3	9	28	40
養護教諭	0	0	1	1
助手	0	0	0	0
事務職員	0	0	4	4
学校医等	0	0	3	3
その他	0	0	0	0
合計	3	9	38	50

職名	中学専任	高校専任	兼　任	合　計
校長	0	1	0	1
副校長	0	0	0	0
教頭	0	1	0	1
教員	0	40	0	40
養護教諭	0	1	0	1
助手	0	0	0	0
事務職員	0	4	0	4
学校医等	0	3	0	3
その他	0	0	0	0
合計	0	50	0	50

備　　考

１　設置認可年月日
（１）　帝京八王子中学校　　平成１１年　１月　７日設置認可（東京都）
（２）　帝京八王子高等学校　　昭和３２年１２月１８日設置認可（東京都）
２　法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日
（１）　帝京短期大学　　昭和３７年　１月２０日設置認可（文部科学省）
（２）　帝京めぐみ幼稚園　　昭和２８年　２月２５日設置認可（渋谷区）
（３）　帝京にしき幼稚園　　昭和３０年　１月１８日設置認可（品川区）

議案第８号

大原学園美空高等学校（広域の通信制課程）の学則変更要項

１ 学校の名称	大原学園美空高等学校（ 校　長　中野　信男 ）	
２ 設 置 者 名	学校法人　大原学園（千代田区西神田一丁目１番３号） 理事長　中本　毎彦	
３ 位　　置	千代田区神田神保町二丁目４２番地	
４ 通信教育 実施区域	東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県	
５ 課　　程 修業年限 収容定員	通信制課程（普通科） ３年以上 ８４０名	
６ 変更理由	面接指導等実施施設の追加 不登校生徒の増加などの社会情勢及び地域における生徒・保護者からのニーズの高まりに伴い、面接指導等実施施設を追加する。追加する面接指導等実施施設の概要は、別紙１「通信制に係る施設の概要」のとおり。	
７ 変更年月日	令和９年４月１日（予定）	
８ 変更内容	変　更　前	変　更　後
	別紙２「学則比較対照表」のとおり	別紙２「学則比較対照表」のとおり

備　　考

１　設置認可年月日　　平成２１年　１月　８日

２　本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日

（１）府中ひばり幼稚園	（昭和 41 年 11 月 1 日）
（２）大原簿記学校	（昭和 51 年 10 月 25 日）
（３）大原簿記専門学校大阪校	（昭和 56 年 3 月 31 日）
（４）大原簿記情報ビジネス専門学校横浜校	（昭和 59 年 11 月 1 日）
（５）大原簿記情報専門学校札幌校	（昭和 61 年 12 月 2 日）
（６）大原ビジネス公務員専門学校池袋校	（平成 元年 3 月 23 日）
（７）大原簿記ビジネス専門学校福岡校	（平成 2 年 2 月 15 日）
（８）大原スポーツ公務員専門学校	（平成 2 年 2 月 15 日）
（９）大原簿記ビジネス専門学校大宮校	（平成 3 年 3 月 29 日）
（10）大原簿記公務員医療情報ビジネス専門学校津田沼校	（平成 3 年 3 月 29 日）
（11）大原法律専門学校	（平成 6 年 12 月 22 日）
（12）大原簿記法律専門学校柏校	（平成 7 年 12 月 27 日）
（13）大原法律公務員専門学校大宮校	（平成 8 年 10 月 8 日）
（14）大原簿記医療秘書公務員専門学校町田校	（平成 8 年 10 月 8 日）
（15）大原法律公務員専門学校大阪校	（平成 10 年 2 月 5 日）

(16) 大原法律公務員専門学校横浜校	(平成 10 年 9 月 4 日)
(17) 大原医療福祉専門学校	(平成 11 年 3 月 1 日)
(18) 大阪保育こども教育専門学校	(平成 13 年 3 月 28 日)
(19) 大原簿記専門学校神戸校	(平成 13 年 3 月 28 日)
(20) 大原医療秘書福祉保育専門学校	(平成 13 年 9 月 27 日)
(21) 大原簿記ビジネス公務員専門学校京都校	(平成 13 年 11 月 16 日)
(22) 大原法律公務員専門学校	(平成 13 年 12 月 19 日)
(23) 大原スポーツ公務員専門学校福岡校	(平成 14 年 4 月 1 日)
(24) 大原ビジネス公務員専門学校北九州校	(平成 14 年 4 月 1 日)
(25) 大原医療秘書福祉保育専門学校横浜校	(平成 14 年 4 月 1 日)
(26) 大原日本語学院	(平成 14 年 10 月 30 日)
(27) 大原簿記法律専門学校難波校	(平成 15 年 3 月 31 日)
(28) 大阪情報ＩＴクリエイター専門学校	(平成 15 年 3 月 31 日)
(29) 大原簿記法律専門学校梅田校	(平成 16 年 3 月 31 日)
(30) 大原医療福祉製菓専門学校梅田校	(平成 16 年 3 月 31 日)
(31) 大原簿記公務員医療福祉保育専門学校立川校	(平成 16 年 12 月 22 日)
(32) 大原医療秘書福祉専門学校大宮校	(平成 18 年 1 月 20 日)
(33) 大原大学院大学	(平成 18 年 1 月 31 日)
(34) 大原保育医療福祉専門学校福岡校	(平成 18 年 2 月 28 日)
(35) 福井情報ＩＴクリエイター専門学校	(平成 19 年 3 月 30 日)
(36) 福井ホテルトラベル専門学校	(平成 19 年 3 月 30 日)
(37) 大原スポーツ医療保育福祉専門学校	(平成 19 年 3 月 30 日)
(38) 大原簿記法律専門学校福井校	(平成 19 年 3 月 30 日)
(39) 京都歯科衛生学院専門学校	(平成 20 年 11 月 11 日)
(40) 大原簿記情報ビジネス医療専門学校	(平成 21 年 3 月 31 日)
(41) 大原簿記公務員専門学校千葉校	(平成 21 年 3 月 31 日)
(42) 大原医療保育福祉専門学校千葉校	(平成 21 年 3 月 31 日)
(43) 大阪歯科衛生学院専門学校	(平成 21 年 3 月 31 日)
(44) 大原スポーツ＆メディアヘルス専門学校難波校	(平成 21 年 3 月 31 日)
(45) 大原簿記法律＆美容製菓専門学校和歌山校	(平成 21 年 3 月 31 日)
(46) 大原医療スポーツ製菓専門学校北九州校	(平成 21 年 3 月 31 日)
(47) 大原外語観光＆ブライダルビューティー専門学校	(平成 21 年 9 月 29 日)
(48) 大原公務員・医療事務・語学専門学校函館校	(平成 22 年 1 月 27 日)
(49) 大原簿記法律観光専門学校金沢校	(平成 23 年 1 月 17 日)
(50) 金沢情報ＩＴクリエイター専門学校	(平成 23 年 1 月 17 日)
(51) 大原スポーツ医療保育専門学校高崎校	(平成 23 年 3 月 17 日)
(52) 大原ビジネス公務員専門学校高崎校	(平成 23 年 3 月 17 日)
(53) 金沢ウエディング・ビューティー専門学校	(平成 23 年 1 月 17 日)
(54) 大原簿記情報ビジネス医療専門学校宇都宮校	(平成 24 年 3 月 21 日)
(55) 大原スポーツ公務員専門学校宇都宮校	(平成 24 年 3 月 21 日)
(56) 専門学校西日本昴自動車工科大学校	(平成 24 年 3 月 21 日)
(57) 大原ビジネス公務員専門学校水戸校	(平成 25 年 2 月 28 日)
(58) 水戸情報ＩＴクリエイター専門学校	(平成 25 年 2 月 28 日)
(59) 大原ビジネス公務員専門学校大分校	(平成 26 年 2 月 28 日)
(60) 大分情報ＩＴクリエイター専門学校	(平成 26 年 2 月 28 日)
(61) 大原医療・スポーツ専門学校	(平成 26 年 3 月 31 日)

(62) 大原情報医療保育専門学校和歌山校	(平成 26 年 1 月 28 日)
(63) 盛岡情報ＩＴクリエイター専門学校	(平成 27 年 3 月 13 日)
(64) 大原ビジネス公務員専門学校盛岡校	(平成 27 年 3 月 13 日)
(65) 大原簿記情報ビジネス医療専門学校松本校	(平成 27 年 3 月 5 日)
(66) 大原スポーツ公務員専門学校松本校	(平成 27 年 3 月 5 日)
(67) 大原ビジネス公務員保育専門学校姫路校	(平成 27 年 3 月 27 日)
(68) 姫路情報ＩＴクリエイター専門学校	(平成 27 年 3 月 27 日)
(69) 大原ビジネス公務員専門学校熊本校	(平成 28 年 3 月 14 日)
(70) 熊本保育医療スポーツ専門学校	(平成 28 年 3 月 14 日)
(71) 大原ビジネス公務員専門学校甲府校	(平成 28 年 3 月 15 日)
(72) 大原医療保育スポーツ専門学校甲府校	(平成 28 年 3 月 15 日)
(73) 大原こども専門学校	(平成 28 年 3 月 15 日)
(74) 東京ホテル・トラベル学院専門学校	(平成 28 年 11 月 18 日)
(75) 東京アニメーター学院専門学校	(平成 28 年 11 月 18 日)
(76) 大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校山形校	(平成 29 年 2 月 1 日)
(77) 大原スポーツ公務員専門学校山形校	(平成 29 年 2 月 1 日)
(78) 東京情報クリエイター工学院専門学校	(平成 31 年 2 月 19 日)
(79) 大分昴自動車工科専門学校	(平成 31 年 3 月 1 日)
(80) 大原ビジネス公務員専門学校岡山校	(令和 2 年 3 月 25 日)
(81) 岡山情報ＩＴクリエイター専門学校	(令和 2 年 3 月 25 日)
(82) 大原ビジネス公務員専門学校広島校	(令和 3 年 3 月 26 日)
(83) 広島情報ＩＴクリエイター専門学校	(令和 3 年 3 月 26 日)
(84) 福岡情報ＩＴクリエイター専門学校	(令和 4 年 3 月 29 日)
(85) 東京立川歯科衛生学院専門学校	(令和 4 年 3 月 31 日)
(86) 東京町田情報ＩＴクリエイター専門学校	(令和 4 年 10 月 28 日)
(87) 北九州情報ＩＴクリエイター専門学校	(令和 5 年 3 月 2 日)
(88) 熊本情報ＩＴクリエイター専門学校	(令和 5 年 8 月 31 日)
(89) 東京立川情報ＩＴクリエイター専門学校	(令和 5 年 10 月 23 日)
(90) 高崎情報ＩＴクリエイター専門学校	(令和 6 年 3 月 21 日)
(91) 甲府情報ＩＴクリエイター専門学校	(令和 6 年 3 月 21 日)
(92) 東京町田歯科衛生学院専門学校	(令和 6 年 3 月 27 日)
(93) 千葉情報ＩＴクリエイター専門学校	(令和 6 年 3 月 28 日)
(94) 横浜情報ＩＴクリエイター専門学校	(令和 6 年 7 月 31 日)
(95) 東京経営大学	(令和 6 年 8 月 29 日)
(96) 東京池袋情報ＩＴクリエイター専門学校	(令和 6 年 10 月 24 日)
(97) 山形情報ＩＴクリエイター専門学校	(令和 7 年 1 月 29 日)
(98) 宇都宮情報ＩＴクリエイター専門学校	(令和 7 年 3 月 11 日)
(99) 東京情報ＩＴクリエイター専門学校柏校	(令和 7 年 3 月 27 日)
(100) 札幌情報ＩＴクリエイター専門学校	(令和 7 年 10 月 10 日)
(101) 大宮情報ＩＴクリエイター専門学校	(令和 8 年 3 月 26 日)

別紙１　通信制に係る施設の概要①

<table>
<tr><td>施設の概要施設の名称</td><td>大原法律公務員専門学校横浜校</td></tr>
<tr><td>施設の所在地</td><td>神奈川県横浜市神奈川区二ッ谷町８番地２</td></tr>
<tr><td>施設の所有者</td><td>学校法人　大原学園</td></tr>
<tr><td>施設の所有・使用形態</td><td>自己所有（担保権の設定：無）</td></tr>
<tr><td>施設の位置付け</td><td>■面接指導等実施施設
□分校、□協力校、□指定技能教育施設、
■大学・専修学校・その他の学校、□その他の施設
□学習等支援施設</td></tr>
<tr><td>施設を設置する理由・経緯</td><td>不登校生徒の増加などの社会情勢及び地域における生徒・保護者からのニーズの高まりに伴い、横浜に面接指導等実施施設を追加する。なお、施設は同法人が保有する専修学校の校舎の一部を平日昼間のみ借用する。</td></tr>
<tr><td>施設の設置年月日</td><td>令和９年４月１日</td></tr>
<tr><td>施設での業務内容</td><td>■面接指導、■試験、■添削指導、■進路相談、■生活指導、
■生徒の履修状況の把握、□成績評価や単位認定等の業務、
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>施設の収容定員</td><td>90 名（１学年　30 名）
<table>
<tr><th>年　度</th><th>１年</th><th>２年</th><th>３年</th><th>合計</th></tr>
<tr><td>令和９年度</td><td>30</td><td>－</td><td>－</td><td>30</td></tr>
<tr><td>令和 10 年度</td><td>30</td><td>30</td><td>－</td><td>60</td></tr>
<tr><td>令和 11 年度から</td><td>30</td><td>30</td><td>30</td><td>90</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>施設に通う生徒の主な住所及び人数</td><td>横浜市を中心とした、神奈川県に在住する生徒 90 名</td></tr>
<tr><td>施設での面接指導・試験・
添削指導等の実施体制
（教職員の配置状況を含む）</td><td>
<table>
<tr><th>職名</th><th>専　任</th><th>兼　任</th><th>合　計</th></tr>
<tr><td>校長</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td></tr>
<tr><td>副校長</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td></tr>
<tr><td>教頭</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td></tr>
<tr><td>教員</td><td>4</td><td>2</td><td>6</td></tr>
<tr><td>事務職員</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td></tr>
<tr><td>学校医等</td><td>0</td><td>3</td><td>3</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>5</td><td>8</td><td>13</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>施設において開講するコース</td><td>平日コース</td></tr>
<tr><td>施設における教育課程</td><td>別添のとおり</td></tr>
<tr><td>施設で使用する総面積</td><td>使用する総面積　　569.87 ㎡
（内訳）
・普通教室　　３室　　205.50 ㎡
・特別教室（理科室）１室　　68.50 ㎡
・職員室・事務室　１室　　68.50 ㎡
・トイレ　　３室　　50.67 ㎡
・学生ホール　　１室　　27.10 ㎡
・保健室　　１室　　68.50 ㎡
・図書室　　１室　　54.00 ㎡
・ガイダンスルーム　１室　　27.10 ㎡
※家庭科室のみ、大原医療秘書福祉保育専門学校横浜校（神奈川県横浜市神奈川区桐畑３－７）を使用する予定</td></tr>
</table>

別紙１　通信制に係る施設の概要②

<table>
<tr><td>施設の概要施設の名称</td><td>大原医療秘書福祉保育専門学校横浜校</td></tr>
<tr><td>施設の所在地</td><td>神奈川県横浜市神奈川区桐畑３番地７</td></tr>
<tr><td>施設の所有者</td><td>学校法人　大原学園</td></tr>
<tr><td>施設の所有・使用形態</td><td>自己所有（担保権の設定：無）</td></tr>
<tr><td>施設の位置付け</td><td>■面接指導等実施施設
□分校、□協力校、□指定技能教育施設、
■大学・専修学校・その他の学校、□その他の施設
□学習等支援施設</td></tr>
<tr><td>施設を設置する理由・経緯</td><td>不登校生徒の増加などの社会情勢及び地域における生徒・保護者からのニーズの高まりに伴い、横浜に面接指導等実施施設を追加する。なお、施設は同法人が保有する専修学校の校舎の一部を平日昼間のみ借用する。</td></tr>
<tr><td>施設の設置年月日</td><td>令和９年４月１日</td></tr>
<tr><td>施設での業務内容</td><td>■面接指導、■試験、■添削指導、□進路相談、□生活指導、
□生徒の履修状況の把握、□成績評価や単位認定等の業務、
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>施設の収容定員</td><td>90 名（１学年　１学級　30 名）
<table>
<tr><th>年　度</th><th>１年</th><th>２年</th><th>３年</th><th>合計</th></tr>
<tr><td>令和９年度</td><td>30</td><td>－</td><td>－</td><td>30</td></tr>
<tr><td>令和 10 年度</td><td>30</td><td>30</td><td>－</td><td>60</td></tr>
<tr><td>令和 11 年度から</td><td>30</td><td>30</td><td>30</td><td>90</td></tr>
</table>
※大原法律公務員専門学校横浜校とあわせた収容定員</td></tr>
<tr><td>施設に通う生徒の主な住所及び人数</td><td>横浜市を中心とした、神奈川県に居住する生徒 90 名</td></tr>
<tr><td>施設での面接指導・試験・
添削指導等の実施体制
（教職員の配置状況を含む）</td><td>教科「家庭」の面接指導・試験・添削指導等は、高等学校教諭免許状（家庭）を有する教員ならびに担任が引率し、指導を行う。</td></tr>
<tr><td>施設において開講するコース</td><td>平日コース</td></tr>
<tr><td>施設における教育課程</td><td>別添のとおり</td></tr>
<tr><td>施設で使用する総面積</td><td>使用する総面積　　117.00 ㎡
（内訳）
・特別教室（家庭科室）１室　117.00 ㎡</td></tr>
</table>

別添　教育課程表

教　科	科　目	単位数	添削指導（回）	面接指導（単位時間）	備　　考
国　語	現代の国語	2	6	2	「現代の国語」及び「言語文化」を必ず履修
	言語文化	2	6	2	
	論理国語	4	12	4	
	文学国語	4	12	4	
	国語表現	4	12	4	
	古典探究	4	12	4	
	国語演習Ａ　☆	2	6	2	
	国語演習Ｂ　☆	4	12	4	
	文章理解　☆	2	6	2	
地理歴史	地理総合	2	6	2	「地理総合」及び「歴史総合」を必ず履修
	地理探究	3	9	3	
	歴史総合	2	6	2	
	日本史探究	3	9	3	
	世界史探究	3	9	3	
	世界史演習　☆	2	6	2	
	日本史演習　☆	2	6	2	
	人文科学演習 ☆	2	6	2	
公　民	公共	2	6	2	「公共」を必ず履修
	倫理	2	6	2	
	政治・経済	2	6	2	
	社会科学演習 ☆	2	6	2	
数　学	数学Ⅰ	3	9	3	「数学Ⅰ」を必ず履修
	数学Ⅱ	4	12	4	
	数学Ⅲ	3	9	3	
	数学Ａ	2	6	2	
	数学Ｂ	2	6	2	
	数学Ｃ	2	6	2	
	数学演習　☆	2	6	2	
	数的処理　☆	2	6	2	
理　科	科学と人間生活	2	6	8	「科学と人間生活」及び基礎を付した科目を1科目又は基礎を付した科目を3科目履修
	物理基礎	2	6	8	
	物理	4	12	16	
	化学基礎	2	6	8	
	化学	4	12	16	
	生物基礎	2	6	8	
	生物	4	12	16	
	地学基礎	2	6	8	
	地学	4	12	16	
	理科演習　☆	2	6	8	
	自然科学演習 ☆	2	6	2	
保健体育	体育	7	7	35	必ず履修
	保健	2	6	2	
芸　術	書道Ⅰ	2	6	8	いずれか1科目を必ず履修
	美術Ⅰ	2	6	8	
	音楽Ⅰ	2	6	8	
	工芸Ⅰ	2	6	8	
外国語	英語コミュニケーションⅠ	3	9	12	「英語コミュニケーションⅠ」を必ず履修
	英語コミュニケーションⅡ	4	12	16	
	英語コミュニケーションⅢ	4	12	16	
	論理・表現Ⅰ	2	6	8	
	論理・表現Ⅱ	2	6	8	
	論理・表現Ⅲ	2	6	8	
	英語演習Ａ　☆	2	6	8	
	英語演習Ｂ　☆	4	12	16	
家　庭	家庭基礎	2	6	4	いずれか1科目を必ず履修
	家庭総合	4	12	8	
情　報	情報Ⅰ	2	6	4	「情報Ⅰ」を必ず履修
	情報Ⅱ	2	6	4	
商　業	ビジネス基礎	2	6	4	
	簿記	2	6	4	
	情報処理	2	6	4	
	文書デザイン ☆	2	6	4	
	電卓計算技能　☆	2	6	4	
総合的な探究の時間	総合的な探究の時間	4	8	8	必ず履修
特別活動	30時間				
計		169	489	398	

☆の付してある科目は学校設定科目を示し、合計20単位を上限として卒業単位とすることができる。

大原学園美空高等学校

【変更条文対照表】

新　条　文

第１章　総則

（略）

第２章　課程及び学科、修業年限、定員

（課　程）

第４条　本校の課程、学科および修業年限ならびに定員は、次のとおりとする。

昼夜別	課程名	学科	修業年限	コース名	入学定員	総定員
昼間部	通信制 ・ 単位制	普通科	３年以上	平日コース	２４０名	７２０名
				土曜・集中 履修コース	４０名	１２０名
				合　　計	２８０名	８４０名

（略）

第４章　教育課程および授業時数

（略）

（面接等の指導）

第９条　生徒は、本校もしくは面接指導等実施施設において、定められた時数の面接指導を受けなければならない。

２．第１項の面接指導等実施施設は、以下の各号に揚げるものとする。

（１）大原簿記医療秘書公務員専門学校町田校　２号館（収容定員１２０名）
　　東京都町田市森野１－２１－５

（２）大原簿記公務員医療福祉保育専門学校立川校　（収容定員１２０名）
　　東京都立川市緑町４番８

（３）大原簿記ビジネス専門学校大宮校　（収容定員９０名）
　　埼玉県さいたま市大宮区宮町４－６
　＊家庭科室　大宮保育こども医療秘書専門学校
　　埼玉県さいたま市大宮区宮町２－６１－１

（４）大原法律公務員専門学校横浜校　（収容定員９０名）
　　神奈川県横浜市神奈川区二ッ谷町８番地２
　＊家庭科室　大原医療秘書福祉保育専門学校横浜校
　　神奈川県横浜市神奈川区桐畑３番地７

（略）

附　則

（施行期日）

１．この学則は、令和９年４月１日から施行する。

（略）

３．第９条２項（１）の規定にかかわらず、令和９年度の（１）の収容定員は２００名とする。
　また、令和１０年度の（１）の収容定員は、１６０名とする。

旧　条　文

第１章　総則

（略）

第２章　課程及び学科、修業年限、定員

（課　程）

第４条　本校の課程、学科および修業年限ならびに定員は、次のとおりとする。

昼夜別	課程名	学科	修業年限	コース名	入学定員	総定員
昼間部	通信制 ・ 単位制	普通科	３年以上	平日コース	２４０名	７２０名
				土曜・集中 履修コース	４０名	１２０名
				合　　計	２８０名	８４０名

（略）

第４章　教育課程および授業時数

（略）

（面接等の指導）

第９条　生徒は、本校もしくは面接指導等実施施設において、定められた時数の面接指導を受けなければならない。

２．第１項の面接指導等実施施設は、以下の各号に揚げるものとする。

（１）大原簿記医療秘書公務員専門学校町田校　２号館（収容定員１５０名）
　　東京都町田市森野１－２１－５

（２）大原簿記公務員医療福祉保育専門学校立川校　（収容定員１２０名）
　　東京都立川市緑町４番８

（３）大原簿記ビジネス専門学校大宮校　（収容定員９０名）
　　埼玉県さいたま市大宮区宮町４－６
　＊家庭科室　大宮保育こども医療秘書専門学校
　　埼玉県さいたま市大宮区宮町２－６１－１

（新設）

（略）

附　則

（施行期日）

１．この学則は、令和９年４月１日から施行する。

（略）

幼稚園設置基準改正に伴う対応について

令和８年度第５回
東京都私立学校審議会報告事項

（１）設置基準改正概要

・改正の趣旨
近年、幼稚園において特別な配慮を必要とする幼児数は増加傾向にあるなど、より一層、幼児一人一人の置かれた状況や発達の特性等に応じ、行き届いた教育を推進するための環境整備が必要であることから、学級編成基準を引き下げる。

・概要
原則35人以下から原則30人以下に引き下げる。

・施行期日
令和８年４月１日、但し令和14年３月31日までは従前によることができるとする経過措置期間あり。

（２）私立学校審議会での対応

経過措置期間中に園則変更を行う園の負担軽減及び審議会の円滑な進行のため、申請書類・審議の簡略化を行う。
※ 定員30人を超える学級を設置する幼稚園…約400園（令和８年度現況調査より算出）
※ 学級定員引き下げに伴う保育室の標準面積変更要否（内規）については別途検討を行う。

申請書類の簡略化
申請書類は、下記項目の基準等が満たされていることが確認できるものに限定する。
・施設面積等の状況
・教員数
・経費及び維持方法

審議の簡略化
各月の私立学校審議会で多数の諮問（審議）が想定されるため、一括審議とする。
※ 要項は各事案ごとに作成。

令和８年度第５回
東京都私立学校審議会報告事項

私立幼稚園における園則変更認可申請手続の簡略化について
（１学級 30 人編制の実施に伴う収容定員変更（減員）の場合）

１　基本方針案

幼稚園設置基準改正（令和８年文部科学省令第３号）に伴い、令和８年４月１日からの学級編成の基準が、原則 35 人以下から原則 30 人以下となった。

現在 30 人を超える学級定員を設定している場合においても、令和 14 年３月 31 日までの経過措置期間内は従前のとおりとされているが、多くの幼稚園が本期間内に 30 人以下の定員（以下「30 人学級」という。）となるよう園則変更を行う必要ある。

そのため、収容定員の変更認可申請が集中して増大することが考えられることから、東京都私立学校審議会の調査等に必要な関係書類について、30 人学級に伴って収容定員を減員する場合に限り、園則変更認可申請手続の簡略化を図ることとしたい。

２　審査内容

（１）　施設面積等

①　保育室面積は、53 ㎡を標準とし、学級数以上の保育室を確保する。

②　園舎、運動場面積等は、幼稚園設置基準による。

算出基礎となる学級数については、総収容定員を 35 人で除して小数点以下を切り上げて求めることとする。ただし、基準面積を充足することが極めて困難な場合は、別の定めによることができる。

（２）　教員の確保

①　園長のほか、各学級に専任の教諭１人以上を配置できる人数を確保する。

②　園長が教務を兼務する幼稚園では、教頭を置くなどして、幼稚園の管理運営に支障のない体制をとること。

（３）　経費及び維持方法

確実な計画に基づく収入及び幼稚園の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていること。

【根拠法令】

学校教育法施行規則第５条の１第３項

私立学校の収容定員に係る学則の変更についての認可の申請は、認可申請書に、前項の書類（=変更の事由及び時期を記載した書類）のほか、経費の見積及び維持方法を記載した書類並びに当該変更後の収容定員に必要な校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

３　確認方法

（１）認可申請に際しての提出書類収容定員変更（減員）に係る園則変更認可申請書一覧（別添）のとおりとする。

（２）施設設備の確認

所轄庁（区市）による所轄庁による現地調査等の確認で足りることとする。

収容定員変更認可申請書類一覧

◎原本（謄本等押印されているもの）
○押印のない書類
◇原本証明（設置者等の証明あり）
△原本の写（原本のコピー）可

番号	書類名			様式・作成例	通常			今回の措置		
					申請書	認可書	東京都	申請書	認可書	東京都
1	認可申請書				◎	◎	△	◎	◎	△
2	申請概要			様式　2-1-3	○	○	○	○	○	○
3	申請者等に関する書類	個人の場合	印鑑証明書		◎	◎	△			
4			履歴書		◎	◎	△			
5			欠格事由非該当の誓約書	様式　2-12	◇	◇	△			
6		既設学校法人の場合	理事長の印鑑証明書		◎	◎	△			
7			法人登記事項証明書		◎	◎	△			
8			申請に係る理事会決議録・評議員会議事録	作成例　1-2	◇	◇	△			
9		学校法人以外の法人の場合	代表者の印鑑証明書		◎	◎	△			
10			法人登記事項証明書		◎	◎	△			
11			法人の定款		○	○	○			
12			申請に係る法人の意思決定機関の決議録		◇	◇	△			
13	施設の概要			様式　2-2	○	○	○	○	○	○
15	園地関係書類	土地の登記事項証明書			◎	◎	△			
16		権利関係を証する書類　※　1			△	△	△			
17		幼稚園の案内図			○	○	○			
18		園地の図面（面積が記載されたもの）			○	○	○	○	○	○
19		運動場の図面（面積が記載され、建築士等の証明があるもの）			◎	◎	△			
20		農地転用許可証明書（農地である場合のみ）			△	△	△			
21	園舎関係書類	建物の登記事項証明書			◎	◎	△			
22		権利関係を証する書類　※　1			△	△	△			
23		園舎の配置図			○	○	○	○	○	○
24		園舎の平面図（面積が記載され、建築士等の証明があるもの）			◎	◎	△	○	○	○
25		建築確認済証及び検査済証			△	△	△			
26		消防検査結果通知書			△	△	△			
27		水質証明書（上水道以外の場合）			△	△	△			
28	園具、教具、図書及びその他の備品等一覧表			様式　2-5-2	○	○	○			
29	学級編制表			様式　2-6	○	○	○	○	○	○
30	教職員関係書類	教職員編制表		様式　2-7	○	○	○	○	○	○
31		教職員名簿		様式　2-8	○	○	○			
32		就任承諾書		様式　2-9	◎	◎	△			
33		履歴書			◎	◎	△			
34		幼稚園教諭免許状			△	△	△			
35		欠格事由非該当の確認書		様式　2-11	◎	◎	△			
36		理由書等（学教法21・22条適用の場合）			○	○	○			
37	園則（新）			作成例　2-1	○	○	○	○	○	○
38	園則（旧）			作成例　2-1	○	○	○	○	○	○
39	事業計画及び予算書	２か年の事業計画		様式　1-12	○	○	○			
40		1か年の予算書（学校法人）	資金収支内訳表	様式　1-13	○	○	○			
41			事業活動収支内訳表	様式　1-13	○	○	○			
42		1か年の予算書（学校法人以外）	予算書	様式　1-17	○	○	○			
43			決算書（直近１年分）	様式　1-17	○	○	○	○	○	○
44		学生生徒納付金内訳表		様式　1-14	○	○	○			
45		補助活動収入内訳表		様式　1-15	○	○	○			
46		人件費支出内訳表		様式　1-16	○	○	○			
47		教職員月額平均給与		様式　1-16	○	○	○			
48	その他所轄庁が必要と認める書類				○	○	○			
49	要項			様式　2-17	○	○	○	○	○	○

【注】 ※１　登記事項証明書の所有権名義が申請者と異なる場合等に必要。
（例）寄附申込書（様式1-9）、賃貸借契約書（写）又は賃貸借契約承諾書（写）、売買契約書（写）、工事請負契約書（写）　等

議案第　号

○○幼稚園の収容定員に係る園則変更要項

1　学校の名称	○○幼稚園
2　位置	○○区（市）○○丁目○○番○○号
3　変更の時期	○年○月○日（認可のあった日）
4　変更の理由	１学級３０人編成実施のため収容定員を変更する。
5　設置者名	
6　園長名	○○　○○

7　収容定員及び学級編制等

〔変更後〕
（定　員）　○○名
（学級数）　○学級
（保育年限）
１年、２年
３年及び４年未満

区　分	変　更　前		変　更　後	
	学級数	定員数	学級数	定員数
満３歳児	○	○	○	○
３　歳　児				
４　歳　児				
５　歳　児				
計				

8　園地

基　準
運動場　○○○㎡

変　更　前	変　更　後
総面積　○○○．○○㎡	総面積　○○○．○○㎡
（内訳）園舎敷地　○○○．○○㎡	（内訳）園舎敷地　○○○．○○㎡
運動場　○○○．○○㎡	運動場　○○○．○○㎡
その他　○○○．○○㎡	

9　園舎

基　準
総面積　○○○㎡

変　更　前	変　更　後
総面積　○○○．○○㎡	同左
（内訳）	
保育室　○室　○○○．○○㎡	
遊戯室（保育室○室兼）　○○○．○○㎡	
職員室（保健室兼）　○○．○○㎡	
便所　○○．○○㎡	
その他　○○○．○○㎡	

10　教職員組織

基　準
教諭数　　名

変　更　前	変　更　後
園長（専任）　○名	同左
副園長（専任）　○名	
教諭（専任）　○名	
教諭（兼任）　○名	
事務職員（専任）　○名	
園医（兼任）　○名	
園歯科医（兼任）　○名	
園薬剤師（兼任）　○名	
合計　○○名	

11　備考	設置認可年月日　○○年○月○日